

ミーク株式会社

定款

平成31年2月26日 作成

令和4年12月16日 変更

令和6年2月1日 変更

令和6年6月25日 変更

令和6年11月18日 変更

令和6年12月4日 変更

令和7年2月14日 変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ミーク株式会社と称し、英文では MEEQ Inc. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 電気通信事業に係わる通信システムの開発及び保守の受託、販売ならびに賃貸
- (3) 電気通信事業に係わる通信機器及び通信処理装置用のソフトウェアの開発、制作及び販売
- (4) 各種情報処理端末機器、情報処理装置、電気通信機器の開発、販売及び賃貸
- (5) 各種情報処理端末機器、情報処理装置、電気通信機器による通信処理ならびに情報提供の企画、開発、販売、賃貸及び運用
- (6) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (7) コンピュータソフトウェア、システム及びハードウェアの企画、設計、研究、開発、販売、運営、保守、リース及び賃貸
- (8) 投資業務
- (9) 前各号に附帯または関連する業務のコンサルティング、業務受託及び役務の提供
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、37,040,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、取締役会において定める規則に基づき、取締役の中から役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に基づく取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害倍書責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 7 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 8 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(定款に定めのない事項)

第 1 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。